

## 要 旨

現在、国立公文書館（以下、「当館」という。）では、公文書館等職員を主対象とする研修としてアーカイブズ研修Ⅰ～Ⅲを実施している。これら研修の嚆矢は、昭和63年（1988）の公文書館法施行に合わせ、『公文書館法』の趣旨を徹底させるとともに（略）公文書館等の職員の資質の向上を図る」ことを目的として開催された公文書館等職員研修会である。また、平成4年（1992）からは、公文書館の中核となる職員を集めた実務担当者研究会議を開始した。当館ではこれらの研修を開催する一方、並行して公文書館法第4条第2項に定める専門職員の養成・資格について有識者による研究会を開催するなど検討を進めた。その結果、養成機関は国立公文書館が主体となり、高度な専門教育・研究機能を持つ大学校に相応するものとして設置し養成することが望ましいとしながらも、まずは教育機能のみでスタートさせ、また養成対象も現に公文書館等において専門的な業務に携わっている者を優先し、平成10年（1998）に公文書館専門職員養成課程を開始した。これらの研修は、公文書等の管理に関する法律の施行に伴い平成23年（2011）から、現在の名称であるアーカイブズ研修Ⅰ～Ⅲにそれぞれ改称されたが、その期間や構成内容は前身の研修から大きく変更されることなく、現在に至っている。

各研修の受講者数の推移を見ると、アーカイブズ研修Ⅰ・Ⅱは増加傾向にあるが、アーカイブズ研修Ⅲは創設以来、当初定員とした20名を超えることがなく、2010年代には受講者数の減少が顕在化した。この要因の一つとして、受講者が研修会場の所在する関東地区に偏り、遠隔地からの受講が難しい傾向がみられる。また法制度上当館が積極的・全体的に研修を実施することが難しい状況にある。

このような課題に対し、当館の研修機能を強化する方策として、かつて理想型として掲げられた大学校をとりあげ、その研修設備や組織上の位置づけや等を概観した。また、遠隔地からの受講機会拡大を図る一方策として、インターネットを活用した通信制大学の草分け的存在である八洲学園大学をとりあげ、その教育の具体的な在り方と導入にあたっての課題を整理した。

以上の整理を踏まえた上で、あらためて近年の内閣府における新館建設・開館に向けた議論の中で当館に求められている研修機能が拡大されていること、さらにそれを当館における「アーキビストの職務基準書」と認証制度に関する取組を確認・整理し、今後当館における研修機能の充実・強化のために必要と考える取組について、短期的展望（アーカイブズ研修Ⅰ～Ⅲの目的と対象者の整理、研修コースの拡大検討と業務方法書の改正）及び中長期的展望（研修体制の拡充、研修施設の整備、国内アーカイブズ関係機関との教育連携体制の構築）に分けて提起した。